

行政改革推進本部専門調査会ヒアリング資料

平成19年6月29日

内閣府 公共サービス改革推進室

1. 公共サービス改革法について

(1) 公共サービス改革法の趣旨・理念

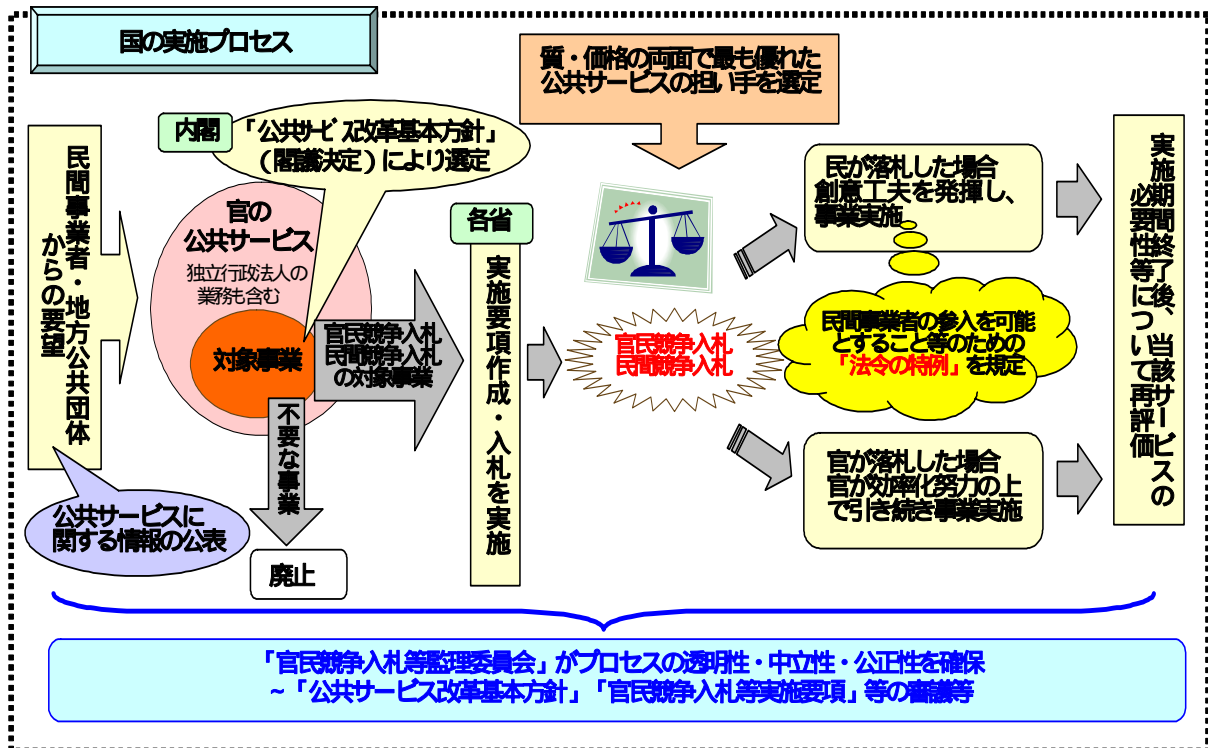
「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- ・ 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- ・ 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- ・ 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

官民競争入札とは

- ・ 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。
- ・ 米国、英国、豪州等で既に実施済み。

(2) 実施プロセス



2. 公共サービス改革法の対象事業について

(1) 公共サービスの定義

公共サービス改革法は、「聖域なき構造改革」を実現する観点から、いわゆる「公権力の行使」に当たる業務を含め、国の行政機関等が行うすべての公共サービスが官民競争入札等の検討対象となり得る仕組みとなっている。このような考え方の下に、公共サービス改革法は「公共サービス」を以下のように定義している。

第二条（第3項まで略）

4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの

イ 施設の設置、運営又は管理の業務

ロ 研修の業務

ハ 相談の業務

ニ 調査又は研究の業務

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務

二 特定公共サービス

5 この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、第五章第二節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

6～8（略）

9 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

(注1) 公共サービス改革法において、「行政処分」とは、「法令上の権利義務を国の行政機関等又は地方公共団体が私人に対し設定する単独行為」をいう。
なお、同法では、「公権力の行使」という用語は用いられていない。

(注2)「公権力の行使」とは、複数の法律において用いられている概念であるが、例えば行政事件訴訟法や行政不服審査法等においては、一般に、「公権力の主体である国または地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、またその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされている(平成18年4月12日衆議院法務委員会における杉浦法務大臣答弁)。

(2) 対象事業の選定の考え方

実際に、個々の公共サービスを官民競争入札等の対象とするかどうかについては、「公共サービス改革基本方針」において個別具体的にその是非を検討・決定することとなる。

「行政処分」を実際に官民競争入札等の対象とする場合については、「特定公共サービス」として位置づけることが必要。このような取扱いにしたのは、行政処分の重要性にかんがみ、これを民間事業者に当該業務を実施させることに関しては、慎重に検討の上、法制上の措置を精査することが必要と考えられること等による。

(参考)現時点で「特定公共サービス」として位置付けられている業務等

戸籍謄本等の交付等自治体の窓口6業務：戸籍謄本等の請求の受付・文書の引渡し【第34条で戸籍法等の特例を規定】

登記関連業務：登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等に関する事務

3. 民間企業等が落札した場合の適切な実施の確保の方法

公共サービス改革法では、公共サービスの質の維持向上を実現するため、以下のような具体的な手立てを設けている。

(1) 適切な入札参加資格の設定

破産手続の決定を受け、複権を得ない者など、一定の要件に該当する者は、そもそも官民競争入札に参加することを認めない法制度となっており、あわせて、個々の公共サービスの態様を踏まえ策定される「官民競争入札実施要項」の中で、

(ア) 知識及び能力

(イ) 経理的基礎

(ウ) 技術的基礎

といった要素を考慮して、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保す

るために必要な入札参加資格を個別具体的に設ける法制度としている。

(2) 確保されるべき質の明確化・これを前提とする落札者の決定

官民競争入札の対象として選定された公共サービスについては、その個々の態様を十分踏まえ、「官民競争入札実施要項」を個別具体的に策定することとしているところ、その一環として、当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質（要求水準）を、具体的に明らかにすることとしている。

官民競争入札の実施に当たっては、「官」も「民」も、上記の要求水準を満たすことを前提に、

(ア) 対象公共サービスの質の維持向上を実現するための具体的な実施方法と、

(イ) これに要する経費を、

入札書に記載して官民競争入札に参加することとしている。

その上で、

(ア) 対象公共サービスの質の維持向上と

(イ) 経費の削減

を実現する上で、最も優れた条件を提示した者を落札者として決定することとしている。

(3) 契約の締結・解除

上記のとおり、コストだけでなく、サービスの質を十分評価した上で落札者を決定し、国は、当該落札者との間で、公共サービスの実施についての契約を締結することとしている。

落札者は、当該契約に従って公共サービスを実施することが義務付けられる。

また、落札者には、守秘義務及び「みなし公務員」規定が適用される。

さらに、契約に従って適正かつ確実に公共サービスを実施できない場合等には、国は、当該契約を解除できる。

(4) 国による監督等

上記に加え、国は、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、落札者に対し、報告を求め、必要に応じ立入検査を行うことができることとしている。

さらに、国は、落札者に対し、必要な措置をとるべきことを指示する

ことができることとしている。

なお、これらの報告徴収や指示に従わない場合には、国は、契約を解除できるほか、このような落札者には罰則が適用される法制度としているところである。

(5) 評価の実施

契約期間終了後については、契約期間の終了にあわせて、当該公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を実施することとしている。

評価を踏まえ、その業務を廃止するのか、継続する場合であっても、再び官民競争入札を行うのか、それとも民間競争入札を行うのか、といった方針を「公共サービス改革基本方針」の見直しの中で決定していくこととなる。

(注1)「民間競争入札」についても、同様の法規定を設けているところである。

(注2)地方公共団体の特定公共サービスについても、同様の法規定を設けているところである。

(参考1)

官民競争入札等監理委員会委員名簿

委員長	落合	誠一	中央大学法科大学院教授
委員長代理	斉藤	惇	株式会社産業再生機構元代表取締役社長
委員	逢見	直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
	小幡	純子	上智大学大学院法学研究科教授
	櫻谷	隆夫	公認会計士
	小林	麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	寺田	千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
	本田	勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役
	増田	寛也	前岩手県知事
	森	貞述	愛知県高浜市長
	吉野	源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
	渡邊	恵理子	弁護士

委員は50音順

平成19年5月1日現在

官民競争入札等監理委員会は、法37条に基づき、公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に設置された委員会。

(参考2)

官民競争入札等監理委員会の主な権能

官民競争入札、民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスの選定等を内容として閣議決定される「公共サービス改革基本方針」の策定段階において、内閣総理大臣は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第7条第6項参照)

官民競争入札等の対象とする公共サービスごとに国の行政機関等の長等が決定する「官民競争入札実施要項」の策定段階において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第9条第5項、第14条第5項参照)

官民競争入札の落札者の決定に係る評価に当たり、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第12条参照)

公共サービスを実施する民間事業者との間の契約の変更等の措置を講じようとするときは、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第21条第2項、第22条第3項参照)

国の行政機関等の長等が、公共サービスを実施する民間事業者に対する報告の徴収、指示等の措置を講じた場合、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。(法第26条第4項、第27条第2項参照)

以上の事項等処理するにあたり、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。(法第38条第2項参照)

必要に応じ、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービスを実施する民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求める事ができる。(法第45条参照)

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。(委員会令3条参照)